

ホーム生活の手引き

2008年度

早稲田大学本庄高等学院

目 次

基本的な事項について

1.ホーム生活とは	2
2.ホスト	2
3.ホームリーダーと担当教員	3
4.入 居	3
5.破損箇所の確認	3
6.移 動	3
7.退 居	4

禁止・制限している事項について

1.飲酒・喫煙・麻雀	4
2.テレビ・コンピューター	4
3.自動車教習所	4
4.他ホームへの外泊	4
5.アルバイトの禁止	4

日常生活について

1.日 課	5
2.欠席・遅刻・早退	5
3.門限・外出・外泊	5
4.訪問・他室訪問	6
5.起 床	6
6.食 事	6
7.入 浴	7
8.トイレ	7
9.洗 濯	7
10.玄 関	7
11.非常時	8
12.言葉づかい	8
13.電 話	8
14.騒 音	8
15.金銭の管理	9
16.インターネット利用者費用	9
17.休暇中の滞在	9

医療・保険について

1.医療・保険証	9
* 医療機関	10

ホームとは、早稲田大学が市民の方に委託し、学院生専用の寄宿施設として契約しているものです。

したがって、当然学院生しか入居することができません。

また、ホームは単に通学不可能な生徒のためだけではありません。ホームで生活することによって、余裕の生じた時間を、クラブ活動や生徒会活動あるいは趣味を含めた幅広い学習といった、自分を成長させるために使ってほしいものです。

基本的な事項について

1. ホーム生活とは

ホーム生活は自宅での生活とは違います。大きな違いは次の二点です。

- (1) 他人の家庭で生活する。
- (2) 自分一人ではなく、学院の他の諸君と一緒に生活する。

諸君の家庭にも「ルール」があるように、ホームにも「ルール」があります。ホームで生活していくためにはこの「ルール」を守らなければなりません。この学院で決めた「ルール」の他にホームごとに作った「ルール」があります。これも諸君の生活を充実させようとするホストの考えのあらわれです。これらの「ルール」を尊重して生活してください。

ホーム生が通学に長い時間をかけなくて済むことは、ホーム生活を送ることの最大のメリットでもあります。クラブ活動に、あるいは読書その他いろいろなことに有効にその時間を使ってほしいものです。

2. ホスト

ホームの管理者で、諸君の世話をしてくださる方を「ホスト」とよんでいます。

ホストは大学と委託契約を結び、諸君の生活の管理、指導、施設の維持管理をしてくださっています。

アパートなどの管理人と違い、ご家庭からお預かりした諸君を、ご両親にかわって面倒をみてくださる方です。したがって、生活上の必要な注意、特にルールに反するような行動については、そのホームの正常な運営のために、学院・家庭と連携をとりながら指導をしていただいています。

毎日、大勢の面倒をみることは、金銭に表せない大変なご苦労です。皆の協力も大切なことですが、ホストに対し感謝する気持ちを持ち続けてほしいものです。

集団生活において個々のわがままは許されません。不自由な面をカバーするのは良好な人間関係です。言葉づかい一つで感情を害することもあります。挨拶一つで気持ちが伝わり、雰囲気が良くなって行くものです。

何よりも、ホーム生活をしているメリットを活かすような生活を送って欲しいものです。

3. ホームリーダーと担当教員

各ホームにはホームリーダーを決めてもらいます。ホームリーダーはホーム生のまとめ役であり、ホーム生活全般にわたりホストとのパイプ役でもあります。また、ホームリーダーは、ホームリーダー会議に出席し、ホーム生活の充実に向けて意見交換したり、ホーム行事の運営に関わったり、学院からの連絡事項をホーム生に伝達したりします。

学院としてのホームの生活指導は、生徒担当の教務主任が中心となって当たっていますが、その他に、各ホームにはそれぞれ担当教員がいます。ホームを訪問し、さまざまな指導をしたり、相談の窓口にもなっています。組主任の先生同様に、何かあれば話に行ってください。

4. 入 居

入居は学院で指定した期日に行ってください。

入居に際し、次のことを守ってください。

- (1) 入居は何日の何時頃になるのかを、ホストに連絡してください。
- (2) 荷物だけをホームに送るのではなく、荷物が到着したとき、諸君または保護者がホームに来ていて、自分で居室に運ぶようにしてください。
- (3) 電気製品のうち、火災など建物管理上危険と思われる物等、ホーム生活に不適切な品物の持ち込みは禁止します。(電気ストーブ、電熱器、炊飯器等)。

なお、持ち込んだ電気製品等によりホーム生活を乱したり、勉学に支障をきたすようなことがあれば、必要に応じて撤去します。

5. 破損箇所の確認

入居が決まったら、荷物を運びこむ前に、部屋や設備の破損箇所を点検してください。破損箇所があった場合は、ホストと確認し合っておきましょう。それを怠ると、退出するとき確認された破損は、入居者が修復の費用を負担することになります。

6. 移 動

ホームは3年間同じホームで過ごすことが望ましいと考えていますが、移動を希望する理由について配慮のうえ、年度替りに多少の移動を認めています。移動する場合は、移動先ホームと新たな入居契約をしなければなりません。その際には必ず、保護者同伴をお願いします。

ホームを引っ越す場合は自分の使用した部屋はきちんと清掃し、破損箇所はホストに事情を話し、修復し、それから部屋を明渡すようにしてください。

特に、他のホームに移動する場合は、保護者同伴でお世話になったホストと、これからお世話になるホストに挨拶することがエチケットです。卒業にともなう退居の場合は言うまでもありません。

7.退 居

ホームの生活は入居者全員が楽しく、健康的で、学習の実があがるようなものであってほしいものです。ホームで他の人を不愉快にしたり、学習を妨げたり、その他、ホーム生活を妨害するような行為をする者は、ホームに適さない人ですので、ホストの意向もお聞きし、退居を命ずることになります。

ホームは、制度上年間契約が原則ですが、自己の都合でやむを得ず途中退居を希望する場合は、1ヶ月前に組主任と教務主任（生徒担当）に連絡し確認をとって許可を得てください。退居が認められた場合には、あらためて「委託ホーム退居願」を提出することが必要です。

禁止・制限している事項について

下記のことについては、ホーム生に限らずに学院が特に厳しく指導しているものです。

1.飲酒・喫煙・麻雀

20才未満の飲酒、喫煙は国の法律で禁じられています。したがって、高校生であれば、それが認められないのは当然のことです。また、未成年者にとっては精神的にも肉体的にもよくないことです。通常このようなことが家庭で行われたときは両親が注意し、やめさせますが、ホーム内でもこのような行為は学院の責任において指導することになります。

麻雀はホーム生活をするうえで極めて有害な遊びであり、諸君の学習時間を無限に奪いとるものです。麻雀は全面的に禁止します。

2.テレビ・コンピューター

テレビやコンピューターを持ち込むことは制限していませんが、ゲームについては、自己規制を心がけてください。特に、テレビは共用として設置されていますので、それを利用するようにしてください。

自己規制ができず、限度を越すようであれば撤去を命じます。

3.自動車教習所

学院は自動二輪車、四輪車の運転及び運転免許取得を禁じています。したがって、自動車教習所に通うことは認められません。

4.他ホームへの外泊

他のホームに泊まったり、他人をホームに泊めたりすることは禁じています。

5.アルバイト

学院として全生徒のアルバイトを原則として禁止しています。

ホーム生は親の管理下ではないのでアルバイトする事を厳しく禁じます。

日常生活について

1.日 課

ホームには諸君の学習と健康を考えて、決めた日課があります。自主的に守るよう
にしてください。

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 起 床 | 7時 |
| (2) 朝 食 | 7時30分～ 8時 |
| (3) 夕 食 | 18時30分～ 19時30分 |
| (4) 入 浴 | 18時～ 22時 |
| (5) 門限・電話・TV | 22時 |
| (6) 消灯・就寝 | 23時 |

試験の準備や宿題等でどうしても時間がほしい場合は、ホストから許可を得るよう
にしてください。

2.欠席・遅刻・早退

何らかの理由で始業時間に間に合わないと思ったときは、自分で、それが無理な時はホストを通してその旨、学院に連絡しなければなりません。病気等で休む時も同様です。遅刻届、欠席届は定められた期日までにホストの印をもらって、組主任に提出することになっております。

また、定時前に下校や早退する場合は、必ず欠課届・早退届を組主任に提出してください。帰ったらホストにもその旨を伝えてください。「欠席・欠課・遅刻・早退届」の用紙は学院事務所にあります。

3.門限・外出・外泊

ホームには門限があり、午後10時です。

門限は、特に大切な決まりです。夜おそくに街を徘徊したりすることは、高校生として好ましいことではないばかりでなく色々な誘惑や危険な場面に遭遇しかねません。

また、ホストとしても夜中じゅう心配していなければなりません。場合によっては、学院にも連絡しなければならぬことになります。

とにかく、夜間ホームにいないことは異常な事態であり、決して軽く考えることのないようにしてください。

万一、門限までに戻れないときや休み中、外泊などするときには、必ず、外泊先と帰宅時間をホストに知らせてください。

外泊する場合はホームに用意してある「外泊届」に記入し、ホストに提出するとともに、保護者にも連絡しておいてください。午後10時までに帰れない場合はあらかじめその旨ホストに連絡してください。

ホストに無断で外泊したり、門限を破ることは大変迷惑をかけるばかりか、ホストからの諸君に対する信頼感もそこなわれてしまいます。深夜に外出するなどもってのほかです。

4. 訪問・他室訪問

ホームに訪問者を入れる場合には、その旨をホストに教えてください。午後10時以降は訪問者をホームに居させてはいけません。また、訪問者がホーム生の場合は、門限に間に合うように自分のホームに帰ってもらうこと（自宅の場合も午後10時には帰宅できるように帰ってもらうこと）。なお、訪問者が帰るときには、その旨をホストに告げるようにしましょう。

自分が他のホームを訪問する場合も同様にしてください。

同じホーム内でも漫りに他人の部屋を訪問しないようにしましょう。特にその部屋の人がない場合は絶対に入らないこと。それ自体許されないことですし、もし何かなくなった時にはその責任を問われることとなります。

通常学習時間帯と考えられる午後9時から午後11時までの他室訪問は好ましくありません。学習は基本的には独でするものです。

深夜の他室訪問は相手の生活のリズムを乱すことにもなります。お互いが、お互いの生活を尊重した関係を保つように、心掛けてください。

5. 起床

朝、自分で定まった時間に起床できない人はホーム生活に適さない人です。自分の目覚し時計で起きる習慣をつけてください。

ただし、特に大切な試験の日などは、前もってホストに起こしてもらうようにお願いしておくこともよいでしょう。

モーニングコール当番を決めているホームもありますが、基本的には個人の自覚の問題です。

6. 食事

規則正しい食生活は、健康を維持するための基本です。

食事は出来たてが一番おいしいものです。食事時にはなるべく早く食堂にいった食べるようにしましょう。

ここでも自律心が求められるところです。配膳も自分でやるように心がけてください。

寝坊して朝食をとらずに登校する人がいますが、健康にもよくありません。

夕食に遅れるときは事前にそのことを伝えておいてください。ホストには食器を洗い、後片づけの仕事が待っています。夕食は7時30分までにすますようにしてください。

原則として日曜日、祝祭日はホストの休養のために食事はできませんので外食等になりますが、自分の健康のため、栄養面にも充分配慮してください。

なお、食堂は談話室でもあります。おしゃべりは食堂でしてください。他人の部屋でのおしゃべりは、その部屋の人に大変な迷惑になります。

7.入 浴

一日の疲れを癒すのに風呂は大切なものです。特に体育系の部に入っている人には欠かせません。きれいに、また順番などをきめて公平に利用したいものです。

ホームによっては当番をきめて、浴槽を洗ったり、湯を入れたりしてはいますが良いことだと思います。できる限りホストに協力して、仕事を手伝ってください。

風呂に入る順番はホストを交えて相談し、そのホームで最もよい方法をとってください。浴槽の湯をきれいに保つように心掛けましょう。

入る前に体をよく洗う。湯の中でタオルを使わない。特に石けんを使ったあとはよく洗い流してから浴槽に入るなど、入浴の基本的なことは必ず守ってください。

8.トイレ

ホーム生活の中でだれもが、毎日使用するものの中にトイレがあります。使用後は必ず水を流し、汚したときは紙で拭きとり、スリッパをきちんとそろえ、次の人が気持ちよく使用できるようにしてください。

9.洗 濯

ホーム生活を始めて、まず第一に知らなければならないことに洗濯の仕方があります。洗剤は、どのホームでも個人持ちとなっています。自分で買って自分で保管してください。一度にたくさん洗濯物を入れると機械が故障します。洗濯が終わったら、すぐ洗濯物を出してください。洗濯機を次に使いたい人が待っています。砂や泥のついた衣類はそのまま洗濯すると洗濯槽や排水管を傷つけたり、つまらせたりして、洗濯機の寿命を縮めます。洗濯機はこわれやすいものです。むやみに投げ込まず丁寧に扱きましょう。

いつまでも干さずに放置していると臭くなります。特に、ワイシャツはそのままにしておくとしわがとれなくなります。

洗濯物は物干場に干すこと。干し場は共用の場ですのでこまめに取り込みましょう。
(狭い部屋の中で干すと不衛生になります)。

汚れやすいソックスなどはこまめに洗うこと。汚いままはいていると皮膚病のもとになります。

皮膚病(水虫など)は一度かかったら全治はむずかしいものです。

10.玄 関

少人数の家庭では、靴は脱いでそのまま置いておく場合があるかもしれませんが、ホームは違います。ホームによっては10人以上も一緒に生活している場合があります。当然のことですが、君たちが小学校や中学校で経験したように、靴を脱いだら下駄箱にしまうようにしてください。

下駄箱もそう余裕はありませんから、普段使わない履き物は自分の部屋にしまっておいてください。

玄関をみると、その家の生活がわかるといいます。

玄関をきれいにして、いつもすがすがしい気持ちで生活したいものです。

11. 非常時

まず、非常口を確認しておいてください。避難の妨げにならないよう、非常口付近には物を置かないようにしてください。

非常の場合はなによりもまず安全場所へ非難してください。避難場所はホームごとに話し合い決めておいてください。避難したら全員の安全を確認するまで勝手な行動をとらないこと。

避難する場合に大切なことは、自室に自分の欲しいものを取りに帰らないということです。

もし、余裕があれば消火活動等に協力してください。

地震の場合はすぐ飛び出すのがよいか、ひとまず机等のかげに身をふせるのがよいか、議論されています。君はどうしますか？

12. 言葉づかい

ホームは家庭生活の延長ではありません。一緒に住んでいる人は肉親ではないのです。ホームは譲り合いと、お互いの人格を尊重し合ってはじめて成り立つものです。自分勝手な行動や言葉づかいは許されません。家族間で使う無遠慮な言葉はホームでは通用しません。たった一言の無礼な言葉で二人が永遠に敵対関係になるのはよくあることです。どんな場合でもあからさまに他人を批判することは慎みたいものです。

友人やホストの悪口は絶対にひかえるべきです。

13. 電話

電話は午後10時以降は緊急の場合を除いて遠慮してください。電話の声は意外に響き勉強中の人をいらだたせるものです。友達との長電話は控えめにしてください。

電話ではなく手紙で親子のコミュニケーションができたらどんなにか楽しいことでしょう。

海外の両親から電話をもらうときは、日本時間に合わせて、こちらの都合のよい時にかけてもらうよう打ち合わせておいてください。

14. 騒音

ホームの建物の壁は鉄筋コンクリートであることはまれです。隣室の小さな話し声でも聞こえてしまうことがあります。学習の邪魔にならないように、また、ホームの生活環境をより良く保つためにもできるだけ物音をたてないように努力してください。

スリッパは音のしない柔らかなものを使用しましょう。ドアの開閉も静かにしましょう。廊下、階段を歩くとき、音をたてないように気をつけることが大切です。

ラジオカセットなどを聞くとともに音量を控えめにしようつとめてください。

15. 金銭の管理

ホーム生は生活費の一部として現金を持っているわけですから、その管理には特に注意してください。現金は自分の身につけておくか、鍵のかけてあるところに置くようにしてください。多額の現金を持たないようにすることも必要です。

キャッシュカードなどは身分証明書と一緒にしておかないこと。暗証番号が生年月日であることが多く、身分証明書からそれがわかってしまうからです。

万一、紛失等のことが起こった場合はすみやかにホスト、担当教員に届け出てください。

16. インターネット利用者費用

インターネット利用者は、インターネット設置費用の一部と利用料金の支払いが必要となります。支払い方法については、ホストとご相談ください。

17. 休暇中の滞在

春、夏、冬季の各休暇が、諸君にとって休みであるように、この期間はホストの方にも休養していただく期間にしています。したがって、やむを得ない用事がないのにいたずらに滞在することはできません。旅行や遊びの都合で滞在することは認めていません。

ホームは学院生活を送るための場で、他の目的のためにはありません。

医療・保険について

1. 医療・保険証

ホームに入るとき忘れずに「遠隔地被保険者証」を持参してください。その際、住民票をホームに移さないと保険証がとれない場合がありますから注意してください。

医療関係の保険は、諸君の保護者が加入している「健康保険」・「独立行政法人日本スポーツ振興センター」、学院独自の「共済保険」の三種類が重ねて利用できます。

詳しいことは学院事務所で聞いてください。

急病にかかったり、万一交通事故にあったりしたとき、まず、面倒を見てくださるのは、ホームのホストです。

お世話になったらその事を保護者に伝えて、保護者から一言挨拶してもらうようにしてください。君達の口からお世話になったことを保護者に伝えるのは大切なことです。ホームで用意してある薬を使用したり、医療費をホストが立て替えたりしている場合があります。かかった費用はホストに聞いて清算するようにしてください。

医 療 機 関

	主な診療科	医療機関名	電話番号	住 所	診察時間(平日) 土曜変更有
学 校 医	内・外・整・脳・ 眼・耳・皮・泌	本庄総合病院 救	22-6111	本庄市北堀 1780	9～12、14～17 電話にて診療科要確認
	内・小・産・婦	昭和産婦人科	22-2025	本庄市駅南 1-5-23	9～12:30、15～18
	眼 科	春山眼科医院	21-2160	本庄市けや木 1-5-5	9～12、15～18
	耳鼻咽喉科	飯塚耳鼻咽喉科医院	34-2313	上里町神保原町 2218-3-4	9～12、15～18
	歯 科	内野歯科医院	22-2817	本庄市傍示堂 518	9:30～12、15～18
近 隣 医 療 機 関	内 科	岡病院 救	24-8821	本庄市北堀 810	9～12、15～18
	内 科	山田内科医院	24-0108	本庄市西五十子 7	9～12、15～18:30
	内・心療内科	清水クリニック	22-3358	本庄市前原 1-1-13	9～12、15～19
	内 科	美里クリニック	76-0032	美里町阿那志 225-1	9～12、15:30～18
	内 科	千田医院	76-0041	美里町根木 107-1	9～12:30、15～18:45
	内科・皮膚科	本間内科皮膚科クリニック	27-6360	本庄市見福 3-5-6	9～12、15～18 皮膚科午後月木のみ
	皮膚科	恵南クリニック	24-0008	本庄市見福 2-27-18	9:30～12:30、15～18:30
	泌尿器・皮膚科	辻クリニック	35-1116	上里町七本木 2363-6	9～12:30、15～18:30
	整・内	ヒグチクリニック	25-5300	本庄市栗崎 122-1	9～12、14～18:30
	外・整	高橋外科整形外科 救	22-6211	本庄市千代田 1-4-22	9～12、13:30～18
	整形外科	高山整形外科	22-3245	本庄市見福 2-27-10	9～12:30、15～19
	整形外科	黒岩整形外科医院	34-0551	上里町七本木 2363-5	9～12:30、14:30～18:30
	耳鼻咽喉科	細村耳鼻咽喉科医院	22-3343	本庄市西富田 329-1	9～12:30、14:30～18
	眼 科 耳鼻咽喉科	服部クリニック	24-4671 24-4672	本庄市東台 4-1-22	9～12、14～18
	眼 科	へんみ眼科医院	22-3702	本庄市小島 1-4-9	9～12、14:30～18
	歯 科	本庄デンタルクリニック	23-1259	本庄市駅南 1-2-1BLALA4F	10:30～13:30、15～19:30
	歯 科	竹内歯科医院	21-8817	本庄市小島 1-4-19	9～13、14:30～18:30
歯 科	深町歯科医院	76-5544	美里町小茂田 313-7	9～12、14～18	

本庄市休日急患診療所 24-2003 本庄市小島南 2-4-12 9:00～12:00、13:00～16:00

* 木曜、日曜、祝日および土曜の午後は休みの所が多いので、事前に電話確認してください。

* 12:00～15:00 の間に昼休み時間（医療機関により多少異なる）があるので注意してください。